

令和元年10月17日

教育委員会第4回臨時会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第4回臨時会記録

◇開会年月日 令和元年10月17日(木曜日) 午後 3時30分開会

午後 3時50分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 教育長室

◇出席委員等 4名

教 育 長	境 直 彦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	遠 藤 俊 子 君

◇欠席委員 1名

委 員 杉 山 昌 行 君

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 安 全 課 長	佐 藤 勝 治 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 幹 事	熱 海 照 郎 君
教 育 総 務 課 査 査 長	三 浦 麻 里 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定について

その他

午後 3時30分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和元年第4回臨時会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員は杉山委員です。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、今井委員にお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定について

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告1件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定についての報告を学校安全推進課長からお願いいたします。
学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（佐藤勝治君） それでは、一般事務報告、大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定について御説明申し上げます。

表紙番号2の1ページを御覧ください。

本市及び宮城県が上告及び上告受理申立てをしておりました本件訴訟について、本年10月10日付けで最高裁判所から決定書が送達され、昨年4月26日に仙台高等裁判所から言い渡されました判決が確定となりました。

それでは、1の訴訟の概要について御説明いたします。

（1）東日本大震災時に犠牲となった児童23名の19家族が原告となり、平成26年3月10日に本件訴訟が提起されました。

（2）原告らは、石巻市及び宮城県に対し、国家賠償法の各条に基づき、児童1人につき1億円、総額23億円の損害賠償金及び遅延損害金を連帯して支払うことを求めてきております。

（3）平成28年10月26日、第1審判決では、地震発生直後の教員らによる児童らの避難誘導に過失があったと認定され、石巻市と宮城県に対し総額14億2,658万3,714円の損害賠償金

等の支払いを命じましたが、石巻市と宮城県は同年11月7日、また原告らは同年11月9日に、判決内容を不服とし、ともに控訴したところであります。

(4) 平成30年4月26日、第2審判決では、事前防災に焦点を当てた判断が示され、校長、教頭及び教務主任並びに市教育委員会の過失を認め、石巻市と宮城県に対して総額14億3,617万4,293円の損害賠償金等の支払いを命じました。

(5) 石巻市及び宮城県は、河川堤防が損壊して大川小学校まで津波が到来することの予見可能性や津波発生時の結果回避義務の観点等から第2審判決を受け入れることができないとして、平成30年5月10日に最高裁判所へ上告及び上告受理申立てを行いました。

次に、2の最高裁判所の決定についてであります。主文について読み上げます。

本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とするというものであります。

その理由についてであります。 (1) 上告については、民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法312条1項又は2項の所定の場合に限られますが、本件については明らかにその民訴法各項の規定に該当しないというものであります。

(2) 上告受理申立てについても、民訴法318条の1項により受理すべきものとは認められない。よって、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定するという内容であります。

次に、3の仙台高等裁判所判決についてであります。1で申しあげました訴訟の概要の(3)と(4)で申しあげました金額、1審判決の総額14億2,658万3,710円の損害賠償金等について、約1,000万円の増額、14億3,617万4,293円に変更され、仮執行することができるという内容でございます。

4の判決確定に伴う損害賠償金及び遅延損害金であります。本年10月下旬時点の概算額でございますが、損害賠償金については14億3,617万4,293円、遅延損害金については約6億1,900万円、合計しますと約20億5,500万円という金額になります。

それでは、5の今後の学校防災についてであります。本市では、東日本大震災を教訓とし、大川小学校事故検証報告書の24の提言の具現化を図るため、学識経験者、学校関係者、市の防災関係部署の職員、関係機関担当者などで構成した学校防災連絡会議を設置し、防災教育及び防災管理の充実に必要な調査・検討を行い、学校防災の推進に向けて取組を行ってきました。

取組内容については、3つのワーキンググループで防災研修、防災管理、防災教育、この3つを推進しております。なお、内容については記載のとおりでございます。

仙台高等裁判所の判決が、震災発生直後の教員らの行動・判断を問題にするのではなく事前

防災に焦点を当てたことや、児童・生徒の安全・安心を確保しなければならない学校設置者等の責務を示したことについて、本市としても真摯に受けとめ、大切な子供の命を守るためにもなお一層防災管理に万全を期し、安全・安心な学校づくりを進めてまいり所存であります。

以上、大川小学校事故訴訟に係る最高裁決定について説明とさせていただきます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告内容について御質問等ございませんでしょうか。

遠藤委員。

○委員（遠藤俊子君） 今後の学校防災についてということで、取組内容が記載されているのですが、今行っていることで、今回の判決が出た後にプラスアルファという点についてはないのですか。

○教育長（境 直彦君） 学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（佐藤勝治君） 震災以降、学校安全推進課が平成26年に設置されてきて現在の取組を推進しているわけですが、この判決によって新たに内容を変更するというものはありません。今までも行っておりますが、今後につきましても、これまで以上に強く推進していきたいと思っております。

○委員（遠藤俊子君） より専門性の高いものを求められるわけですね。自分が学校現場にいたときも、赴任した学校に行けば、どういうものなのかとある程度見て回ったり聞いて回ったりするのですが、この大川小の場合はそれでは不足だというわけですね、事前防災。ということは、各校における、ここは特に注意しなければいけないという、より専門的なものを求められているのかなと私は思ったので、そのための手助けを市として市教委として、何か資料でこういうものがありますよ、この学校ではこういうところが特にと。

ちょうどこの判決が出たときに台風が来たときでした。この判決によると、どこが氾濫するかもわからないけれども、どこが危ないかというのを事前に全て察知しておかないと学校の対応が指摘されるのかなと私は受け取ってしまいました。例えば現場にいるときに、校長はもちろんですけども、ほかの教員も転勤をするので、A校ではこうだったけれども、B校では違うわけです。だから、専門性を強く求められるということが、どうしても、学校でできるところには限界があるのではないかと。

学識経験者の先生方もおいでになっていて、しっかりと各校、A校、B校ということに対して、そういうものがあれば現場でも安心できるのではと思ったので、今までより一層ということでしょうけれども、専門性を求められるということがとても。その辺はどうなのですか、

専門性について。

○教育長（境 直彦君） 学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（佐藤勝治君） 毎年、よりよい防災教育の充実を目指して、防災主任の先生方に年4回ほど研修等に取り組んでいただいております。

今年度は6月に第1回目の防災研修を行いました。各学校における地形図をそれぞれ出しまして、自分の学校にどのような災害が来る可能性があるかというのを見きわめまして、どのように対応するかということをそれぞれの学校で防災主任の先生に考えていただきました。その際には、学識経験者として、学校安全推進会議にも出ております東北大学の教授や、東洋女子大学の先生というような方にも来ていただき、助言などをしていただいております。

○教育長（境 直彦君） 2ページ目を私から補足すると、取組内容の記載については、各学校の地域実情に応じた、ということが大前提です。ここにある項目ですと、研修会の実施や防災マニュアルの点検などをそれぞれ行うわけですが、実際に立地している地域では何の災害が考えられるのか、それを基にした対応策を考え、それを校内で徹底して事前に把握しておくということを積み重ねてきているので、誰が転勤して行ってもそれはしっかりできる。

なおかつ、防災マニュアルの点検というのは、年度内に終わるのです。点検が終わったもので、3月31日までに次年度のマニュアルを提出することになっています。それをまた次の年に検討を加えていく。ですから、4月の当初にはそのマニュアルでもって行くと。以前は4月下旬に学校教育計画の提出や何かのときに県の教育委員会に提出していましたが、マニュアルだけに関しては3月の段階で確実なものにしておく。それも毎年、見直しがかかっていますので、そういう意味では毎年しっかりとしたものが出来上がっているということ。

今は、マニュアルの点検の仕方を皆さんにオープンにしようとしており、どういう観点で点検していくかということを逆に学んでいるという一歩進んだ考え方で取り組んでいるところでございます。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 私は現場の先生から少し不安材料ということで。今回のことは決定ということで一つの事例をつくってしまったわけですね。学校管理下における事例をつくってしまったことに、先生たちは怖さを覚えていると。全て現場に危機管理を求められて、災害時に一人一人の先生方にその責務を負わせるようなことにならないでほしいと。この報告資料に震災発生直後の教員らの行動判断を問題にするのではなく、という一節が入っていたことに

少しほっとしました。

現場の先生たちは、浜には行きたくないな、ハードルが高過ぎる、マニュアルマニュアルマニュアルで縛り付けられて、自分たちがどんどんどんどんそれから外れてしまうと、外れたからあなたたちに責任があるという状態にならないでほしいということとその若い先生方は心配していました。二、三人としか会っていませんから、全体とは言いませんが。

取組内容については、私はうまく収まっていると思います。これ以上のハードルを上げた内容を入れる必要性を感じず、これをしっかりと守っていき、更に検討を重ねていくということでも十分かと思います。また何か項目が増えることによって、どんどん現場が真綿で首を絞められるようになっていってはいけないような気がします。

先生たちの心配というのは、浜に行けばどこに津波を受けるかわからない、その不安がいつもあると。このマニュアルさえしっかりして、地域との協働をしっかり図っていけたら大丈夫なのではないかということで、地域との連携を強めた現場であってほしいねと私は話を収めたのですが、ここに一つ文言が入っていたことで、少し先生たちに安心していただけるのかなと思いました。

以上です。

○教育長（境 直彦君） 学校安全推進課長。

○学校安全推進課長（佐藤勝治君） まさにそのとおりだと思います。今後、私たちは、今まで防災推進会議の中で取り組んだ内容をより充実させて、もっとよりよいものに発展していくというような責務があると思います。

また、この中には記載しませんでした。今度はその取り組んだ内容を全国に発信して、皆さんの学校防災に対して役に立つような努力もしていきたいなというふうに思っております。

○教育長（境 直彦君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、一般事務報告を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

その他

○教育長（境 直彦君） では、その他に入ります。

始めに、委員からございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、課長方から。

（「なし」との声あり）

○教育長（境 直彦君） では、事務局からお願いします。

○事務局（星 憲君） 次回、第10回定例会につきましては、既に御案内いたしておりますが、10月31日木曜日、午後1時30分から、市役所本庁舎4階の庁議室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○教育長（境 直彦君） では、以上をもちまして本日の臨時会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 3時50分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 今 井 多 貴 子